

広島県告示第四百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	平成二十八年広島県告示第五百一号	
	所在地	
土砂災害警戒区域		広島県広島市佐伯区美鈴が丘南二丁目地内
区域の名称	土砂災害原害の発生原因の自然現象	土砂災害特別警戒区域
石内川支川（六一）	土石流	石内川支川（六一）
区域の名称	土砂災害原害の発生原因の自然現象	土砂災害特別警戒区域
石内川支川（六一）	土石流	石内川支川（六一）